

清代台湾の「番割」と漢・番関係

2005/01/08 (土) 大阪大学

名古屋商科大学 林 淑美

1 はじめに 清代台湾史研究と原住民

台湾史: 「漢人中心史観」= 約400年に及ぶ漢族の開拓史

近年, かかる歴史観への反省

漢族移住以前に台湾本島・周辺島嶼に居住していた非漢族系の原住民を含めた歴史の構築

原住民とは複数民族の総称。言語面ではオーストロネシア(南島, 或いはマラヨ=ポリネシア)語族に

属し, 文化面では東南アジア島嶼部やオセアニア地域の諸民族と密接な関係にある [笠原1998]

[台湾] 謝世忠 『台湾原住民影像民族史 賽夏族』(2002年, 南天書局), David Blundell (2002年, 南天書局) “Austronesian Taiwan”, 雑誌 『東台湾研究』 etc.

[日本] 日本順益台湾原住民研究会編 『台湾原住民研究への招待』(1998年, 風響社), 『台湾原住民研究概覧 日本からの視点』(2001年, 風響社), 雑誌 『台湾原住民研究』の発行・出版文化人類学・民族学的な研究は多いが, 歴史学的な視点からの研究は稀少

主要な歴史学的研究:

A 清朝統治下の原住民: 「番人」と総称し「生番」と「熟番」に区別 [張1998, 唐立2001, p.16]

清朝との政治的な距離関係 清朝の統治下に在る原住民を熟番 統治外のものを生番と呼んだ。統治とは徭役・納税義務の負担, 清朝の法律(清律)の適用を意味する。

中国文明の教化受容の度合い 全く受容していない者を生番, ある程度受容し漢人に近いと考えられた者を熟番と称した。漢族式の姓名 etc. [潘1996, pp.17-25, pp.131-142, 唐立1997, 小林1998]

B 「番界(土牛・土牛溝)」 漢族・生番間の居住空間を区画した境界線に関する研究

番界: 康熙61年(1722)年に初めて画定, 漢族の進入・開墾を法的に禁止。

番界は清末の開山撫番政策まで約150年間存続

康熙61年以降, 数回にわたって再画定 [施1990]

実際には漢族の越境・開墾が必ずしも十分には取締られなかったことを意味し, 結果として番界は漸次東へと移動していった。つまり番界の画定で漢族と生番は制度上棲み分けされ, 接触は断絶されたはずであったが, 実際には水面下で着実に進行しつつあったといえる。

報告者の清代台湾原住民研究と本プロジェクト研究における研究課題

報告者: 博士学位論文中で清代台湾における漢族・生番関係について「番割」(後述)に着目しつつ検討。本プロジェクト研究では, 日本統治期の台湾総督府・漢族・原住民(生番)関係, 特に交易関係について「番割」「通事」等の仲介者を通して考察してみたい。

「番割」 = 「漢人・生番間の非合法の交易上の仲介者」

[伊能1928(下), 戴1979, 松澤1991, 張1998, 中村1999, 林玉茹2000, 菊池2003]

林淑美2004「清代台湾の「番割」と漢・番関係」

名古屋商科大学外国語学部『Journal of Language, Culture and Communication』Vo.16

2 番割とは何か

道光2～8年(1822～1828)在任 / 北路理番同知鄧伝安^{れいそくいしやう}『蠡測彙鈔』「台湾番社紀略」

乾隆31年(1766), 広東省理番同知に倣って設置。北路理番同知は彰化県城に駐劄(乾隆49年以降, 彰化県鹿港に移転), 淡水庁・彰化県・諸羅県の熟番を管轄した。主な職掌は, 漢人による強引な熟番の土地の買い上げ・熟番女性との婚姻・番社への居座り等の取締り, 官吏等による不正な取立ての防止・摘発, 及び生番に対する防御の監督など [戴1979, pp.363-365]

中央山脈の西側: 漢人・番人(熟番)

〃 東側: 番人(生番) 番餉納税の有無で「歸化」「未歸化」に分類

歸化生番 社丁が生番との交易から得た利益を税として納める。つまり官憲側が社丁に歸化生番との交易を許可する一種の交易税を番餉と称していた。

未歸化生番 漢人との交易禁止。実際には番割を通じて漢人と非合法交易を行う。

番割という呼称: 「番」は番人(原住民)の意であるが, 「割」の意味は?

東嘉生「清代台湾の貿易と外国資本」(周憲文編『台湾經濟史初集』台湾銀行經濟研究室, 台湾研究叢刊第25種, 1954)

清代大陸・台湾間の沿岸貿易に従事していた商人の同業公会 = 郊行とその商品の台湾島内における流通網について考察, 郊行が台湾に運搬した商品を「割店」と呼ばれる問屋に卸していたとする。「割」は明らかに「仕入れる」「卸す」の意味で用いられている(客家語にはこの意味は無いから閩南語と考えられる)。

番割 生番から山林産物を仕入れそれを漢人商人に卸す(当然にその逆も想定できる。しかし漢人側からすれば, 生番から品物を仕入れることができる点を強調したのであろう) ことができる仲介交易者。

3 清代史料中に見える様々な番割像

『宮中檔雍正朝奏摺』第12輯, 赫碩色・夏之芳「奏陳台湾地方事宜摺」, 雍正7年(1729)3月16日

聞くところでは, 従来より内地〔台湾島内の漢人・熟番居住範囲をさす。福建省等の意ではない〕の〔漢人の〕^{あくとう}奸民の内に, 番語を学んで, 生番の女を娶り,〔生番と〕親戚関係を結んで, 生番の居住区域内に住んでいる者があり, さらに内地の塩・鉄・火薬などを生番に売りわたしています。……今のうちに嚴禁せねば, 将来生番と漢人が結託し, 深山に潜み隠れて, 地方に与える影響は計り知れないことになります。

「内地奸民」 = 番割

①番割は台湾西部低地の漢人(別の史料中では漢人・生番間や熟番・生番間の混血の事例が見られ,

民族的な越境もしばしば確認できる), ⑥番語(生番の言語)に精通, ⑦生番の女性を娶って生番との間に親戚関係を結んでいる, ⑧台湾西部低地の漢人居住区域ではなく, 番界=境界線を越えて生番の居住区域内に居住している(地理的越境), ⑨塩・鉄・火薬など生番の居住区域内にはない物資・武器を輸出したり, 武器の使い方を指導したりしていた。

乾隆9年(1744)12月18日, 福建布政使高山「陳台湾事宜疏」(柯2001, pp.379-381)

一, 生番の出入口(隘口)を見張るべきこと。……「漢奸(漢人の奸民)」が違禁物を携帯して内山に潜入し, 私かに生番と交易するのを許してはならない。また生番が擅に居住区域から出て, 悪事を為し, 凶暴を逞しくするのも許してはならない。もし違う者があれば, 即ちに捕縛する。

一, 漢人・熟番と生番との貿易について〔許可し〕, 日時を斟酌・決定すべきこと。査べたところ, 生番は深山に居住しているので, 〔彼らが〕日常必需品をすべて漢人に頼ること既に久しいものがあります。生番が所有する鹿皮・藤木は, すべて塩・布・茶・煙草などの〔必要な〕物品と交換していて, にわかには禁じ難いのです。ただし一年のうち, もし〔交易の〕日時を定めなければ, 〔互いの〕出入り・往来に規則がないことになり, 「漢奸」が〔生番を〕惑わし騙すことは避け難く, また凶暴な生番が物資を争って紛争を起こしやすくなるでしょう。

「漢奸」= 番割

①漢奸 = 番割は漢人, ②番割は塩・布・煙草を生番の鹿皮・藤木等と交換

上記史料のポイント: 漢人・生番間の交易を既成事実として扱い, むしろこれをやむを得ぬものとして公認した上で管理体制を構築しようとしている。毎年1回, 10月秋の収穫後に日時・場所を定め, 地方官・土司等の監督下, 漢人・生番の交易を許可する。それによって番割の活動を封じ込めようとした。しかし九卿はそれを完全に否定し, また今後も交易を許可する必要性は全くないとする。交易の公認が生番の越境につながることを危惧。乾隆帝も九卿の見解に同意し, 生番との交易が正式かつ全面的に認められることは無かった。

道光『噶瑪蘭志略』巻12, 番市志

惟だ内山の生番のみが狩猟を生業としているため, 麋^{のろ}や鹿の皮を持って出てくる。若干の無頼の漢人が, 生番の言語を習得し, 無許可で紅布・毛糸・砂糖・酒・塩を持ち込んで生番と交易を行っており, 番割と呼ばれている。禁令が出されて久しく, 地方では許されていない。ひとり噶瑪蘭庁のみは新しい開墾地であり, 四方が生番の居住区域と接近しているため, かつて番割が生番を安撫する都合な存在となっている。聞くとこころでは, 市日を定めるのに, 縄の結びの数によって計算するそうである。今もなお上古の風格がある。

噶瑪蘭庁の番割

①新開墾地の噶瑪蘭庁における「番市」(漢人と生番とがそれぞれ物品を持ち込んで交易する互市)の存在, ②「番市」には番割が出入りし紅布・毛糸・砂糖・酒・塩など日常生活品を持ち込んで生番と交易, ③「訂期(市日を定める)」の文言が見えるから, 番割と生番との交易は臨時的なものでなく, 定期市の形態を採って安定的に実施。④噶瑪蘭庁のような開墾最前線では生番との安定した関係に注意が払われ, 「番市」が黙認されていた

咸豊『噶瑪蘭序志』巻5(下), 風俗(下), 番俗, 附考

内山の生番は、粗野な性格で〔漢人と〕なかなか融和できず、家屋を焼き払い人を殺すことを、日常茶飯事のことと看做しているが、実際にはもめ事の原因は多くが漢人に由来するのである。佃戸が開墾したり(土地を奪う)、番割が占奪したり(生番の女性を奪う)するのである。……危険を冒して暴利を貪ろうとする者は皆な無頼の徒から出て、番割でなければ即ち羅漢脚(雇用されて分類械闘に参加する者)となるだけである。番割と番割とが出会ったならば、どうして争わずにいられようか。……台湾にもしこのような輩が無ければ、漢人と番はもともと互いに安んずるであろう。然ども台湾にこうした輩が全く無ければ、土地はどうして又た日々闢くことができようか。公平な気持ちで論ずるならば、功罪まさに相半ばといったところではなからうか。

噶瑪蘭序における番割に対する評価

①危険を冒して暴利を貪る「無頼の徒」= 番割 無頼という語は、番割の出身階層が多の場合、命をかけて成功のチャンスを求める下層民であったことを示唆する が、生番による被害の原因となっていることを批判する、②その一方で、本来ならば番割を取締るべきであるが、彼らのもつ生番との関係に頼らざるを得ない、という地方志編纂者の認識を垣間見ることができる

夏献綸(同治12年, 1873, 分巡台湾道)『台湾輿図』(光緒年間編)所載「新竹県図」

隘(見張小屋兼宿泊施設の隘寮を建設, 隘丁に防御させる), 生番界(生番の居住区域), 番社名等を記載

同治12年12月初3日, 淡水庁同知陳星聚(同治12年8月着任)「諭示」

墾戸が隘丁を召募するのは、もともと隘口を守らせ生番を防御させるためである。思わぬことに、日久くして弊害が生じ、竟に一種の無頼の徒が、生番の言語を習得し、生番の服飾を知り、遂に番割の名目を立てて、隘丁となろうとした。そして墾戸も亦た彼ら(番割)が生番の事に熟知しているので、軽率に彼らが隘丁となるを聴^{ゆる}している。

防番施設 = 隘と番割

①番割は漢人の「無頼の徒」で、生番の言語に精通し、生番の服装を身に付けている、②「遂に番割の名目を立て」という表現は、番割と自ら名乗ったことを意味する。すなわち番割は自称、なおかつ自己を積極的に表す名称として用いられていたと考えられる、③文脈からして、この頃までに番割の名称は生番との密接な関係を強調するものとして広く認識されるに至っていたと推測できる。

丁紹儀『東瀛識略』巻4, 屯隘

丁紹儀は道光27年(1847)に渡台、分巡台湾道全^{どうほくねん}ト年の幕友を務めた土人(台湾人)で素もと番と熟識している者や番社(生番の聚落)に婿入りしている者を番割と曰う。近年、隘首・隘丁は半ば皆な番割及び命知らずの匪徒がこれになっている、故に〔生番の交界の〕危険な場所に安心して居住し、落ち着いて過ごすことができて虞^{うれい}が無い。これら若輩者の中にも、しばしば用うべき才能を持った者があり、今後噶瑪蘭序の成立に倣って、番地を清朝の版図に組み入れようと欲するならば、こう

した若輩を用いなければ漢人と番とをつなぐことはできぬであろう。

丁紹儀の番割に対する評価

①番割は隘首・隘丁として最前線で防番にあたる場合があった，開墾最前線の在地社会では，対生番関係上，番割が極めて重要な役割を果たしていた，今後の番地政策 将来的な版図への組み入れ を順調に遂行していくためにも，生番とのパイプを有する番割を用うべきこと，つまり有事の際の防御というハード面のみならず，日常の安定した関係を構築するソフト面において番割を利用すべきことを指摘する。

以上，開墾最前線の地域における番割に関する史料を検討すると，生番との交易のほか，開墾等を進める上で必要な生番との日常的な交渉（安番），隘における対生番防御（防番）といった活動に従事しており，番割が負の側面ばかりでなく，在地社会における対生番関係において積極的な役割を演じていたことが判明する。これら諸活動はすべて番割が生番との間に密接な関係を有していたことに由来するものといえる。

5 おわりに 本プロジェクト研究への課題

番割の存在形態を見るかぎり，オランダ統治時代に既に同様の役割を果たした漢人が存在したことも十分に推測できる。しかし一方で，番割に関する記載が雍正・乾隆期以降急速に増えていくことも重要な傾向であり，それが漢人・生番間の接触・交易の増加と密接に関連していたであろうことは想像に難くない。また，在地社会における番割の態様及びその評価は，従来の官憲側からの否定的な評価のみに収斂されず，開墾最前線ではむしろその存在を前提に積極的な役割が期待されていた。報告者の私見では，こうした状況は清末から日本統治期にかけてますます顕著となっていく。本プロジェクト研究では日本統治期に番割を中心に換蕃所など交易関係を分析していきたい。

附録：2004年夏季原住民村落調査 苗栗県三湾郷及び南投県信義郷の布農族村落（潭南村）

現地調査：

順益台湾原住民博物館（台北，順益企業公司副董事長・林清富氏個人蔵の民具等を展示）

苗栗県三湾郷：清代に著名番割・黄斗乃が開墾・活動した地域

南投県魚池郷日月村：邵族文化村，毛王爺（徳化社，化蕃）

南投県信義郷：潭南村（布農族の村落）の現況

史料調査：

『台湾総督府蕃族事情公文類纂原文』（台湾中央研究院民族学研究所蔵）

曽根俊虎「台湾蕃地探検紀行」『殖民協会報告』第11巻第69号，明治32年2～12月，所収「殖民時報」

参考文献一覧

- 伊能嘉矩1904：『台湾蕃政志』台湾総督府民政局殖産部
- 同 1928：『台湾文化志』（上・中・下）刀江書院（1965年に刀江書院より，1994年に台北，南天書局より復刻）
- 笠原政治1998：「台湾原住民 その過去と現在」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究への招待』風響社，所収
- 菊池秀明2003：「太平天国前夜の台湾における反乱と社会変容 道光十二年の張丙の乱と分類械闘を中心に」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態』風響社，所収
- 小林岳二1998：「台湾原住民の辮髪」『台湾原住民研究』3
- 滋賀秀三1987^㉑：「淡新檔案の初歩的知識 訴訟案件に現われる文書の類型」島田正郎博士頌寿記念論集『東洋法史の探求』汲古書院，所収
- 同 1987^㉒：「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見 淡新檔案を史料として」『法制史研究』37
- 戴 炎輝1968：「清代台湾における訴訟手続について 淡新檔案を資料として」『国家学会雑誌』81-3・4
- 張 士陽1998：「清代台湾における先住民の社会変容」神奈川大学中国語学科編『中国民衆史への視座 新シノロジー・歴史篇』東方書店，所収
- 唐 立（クリスチャン・ダニエルス）2001：「第1部研究史 清朝時代まで」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究概覧 日本からの視点』風響社，所収
- 中村 勝1999：「清朝期台湾における民蕃交易とその「公」事化政策 私的交換世界の「公」的社會化過程を中心に」『市場史研究』19
- 同 2003：『台湾高地先住民の歴史人類学 清朝・日帝初期統治政策の研究』緑蔭書房
- 松澤眞子1991：「日本領台以前の台湾における漢人と原住民族の交易についての一考察」『国立民族学博物館研究報告別冊 漢族と隣接諸族 民族のアイデンティティの諸動態』14
- 同 1998：「パイワン（排灣族）」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究への招待』風響社，所収
- 陳 秋坤1994：『清代台湾土著地権 官僚・漢佃与岸裡社人的土地變遷1700-1895』台北，中央研究院近代史研究所
- 陳 運棟1987：『黃祈英事蹟探討』『台湾史研究暨史料發掘研討會論文集』中華民國台湾史蹟研究中心，所収
- 戴 炎輝1979：『清代台湾之鄉治』台北，聯經出版事業公司
- 柯 志明2001：『番頭家：清代台湾族群政治与熟番地権』台北，中央研究院社会学研究所
- 廖 風徳1990：『清代之噶瑪蘭』台北，正中書局
- 林 偉盛1993：『羅漢脚 清代台湾社会与分類械闘』台北，自立晚報文化出版部
- 林 玉茹2000：『清代竹塹地区的在地商人及其活動網絡』台北，聯經出版事業公司
- 潘 英1996：『台湾平埔族史』台北，南天書局
- 施 添福1990：「清代台湾竹塹地区的土牛溝和区域發展」『台湾風物』40-4（後に張炎憲他編『台湾史論文集精選』上，1996，台北，玉山社，所収）
- 唐 立1997：「試論清代台湾生番之歸化与漢族拓墾：以乾隆至道光年間為中心」張炎憲主編，中央研究院中山人文社会科学研究所專書（40）『中国海洋發展史論文集』6，所収
- 王 世慶1994：『清代台湾社会經濟』台北，聯經出版事業公司
- 温 振華1981：「清代台湾の企業精神」『（国立師範大学）歴史学報』9
- 尹 章義1989：『台湾開發史研究』台北，聯經出版事業公司